

《会員様ブース出店のご案内》

1. 開催概要について

(1) イベント名について

* 宣長まつり「のりなが市」

(2) イベント内容について

一般社団法人松阪市観光協会会員様の飲食又は、物産品の販売ブースによる『のりなが市』を開催する。

(3) 開催日（営業時間）について

* 令和8年4月5日（日）午前10時～午後4時

※大雨洪水警報や暴風警報発令それに類似する天候による中止の場合、当日午前7時まで決定します。

※開催時間内に、暴風警報等が発令された場合や悪天候によりテント崩壊の危険があると判断した場合は、まつりを中止することがあります。

※のりなが市が当日中止になった場合、出店料のみ返金させていただきます。

※会場の状況によって、若干前倒しで開始又は終了となる可能性があります。

※雨天の場合は、ステージイベントは中止になる場合がありますが、のりなが市は原則開催します。

(4) 会場について

* 松坂城跡（松阪公園）二の丸・藤棚周辺

〒515-0073 三重県松阪市殿町 1538-1

(5) 応募方法について

①出店申込書に必要事項を記載の上、郵送又はFAX、メールにて観光協会宛お送りください。

②申し込み締め切り日：令和8年2月16日(月)

③会場の都合により出店数は20店舗前後とし、「まつり委員会」が選考します。キッチンカー等の出店申込状況によって調整します。

④選考日：令和8年2月25日（水）開催の選考会にて選考します。

⑤結果発表：令和8年3月2日(月)以降に観光協会から連絡します。

⑥出店に関してのお問い合わせ及び書類送付先は、5ページの『宣長まつり のりなが市出店応募用紙』を参照してください。

(6) 応募条件について

①一般社団法人松阪市観光協会の会員であること。（これを機会に加入いただくことも可能です。ただし、3月中に加入してください。）

②天災等の不可抗力、その他やむを得ない事情により、当日途中の販売の中止決定及び、その中止による各出店者の売上げの不利益、損失等の損害賠償には応じることはできません。

③調理食品販売等の「臨時営業許可」については、会員出店者様ごとに松阪保健所へ申請を行なうこと、ただし露店営業許可を取得している場合を除く。

④販売商品などの管理、対応、搬入・搬出などが自らできる方。

⑤お客様のごみを回収できるようごみ袋等を必ず設置し、持ち帰ること。また、他の出店者のごみも入れられる可能性があるが、容認できる方。

2. 出店料について

出店の形態と出店料

- ① 協会設営テント 10,000 円 (テント使用料、長机×1、イス×2 込み)
- ② 貸出テント 7,000 円 (テント使用料込み、机・イスを含まない)
⇒出店終了後は、過度な汚れや破損がないかを協会スタッフ立会いのもとで確認すること。
⇒本体・付属品を全てケースに収納した状態で、本部テントに 17:30 までに返却すること。
- ③ キッチンカー 5,000 円
- ④ 持込テントもしくはテントなしでの出店 5,000 円
⇒飲食を伴うものは横幕や後ろ幕で三方を囲むなど保健所の規定等法令を順守すること。
⇒持込テントは 3m×3m までのもので、4本の支柱に各 10kg 以上の重しを置くこと。

※各出店者は、持ち込んだ机や椅子などへの強風対策をお願いします。他に損害を与えた場合は出店者の責任とし、主催者側は一切責任を負いかねますので、ご了承ください。特に持込テントにて出店される場合は、強風対策をよろしくお願いいたします。

※①協会設営テント、②貸出テントは数に限りがあります。応募多数の場合は抽選にて決定させていただきます。

3. 出店規約について

(1) 募集店舗数：20 店舗前後 (申し込み多数の場合は、選考会にて選考する。)

(2) 店舗のサイズ

- ①設営テント、②貸出テントの場合 : 一区画【3m×3m】
- ③キッチンカーの場合 : 一区画【2m×5m 程度】
- ④持込テント及びテントなしの場合 : 一区画【3m×3m まで】

(3) ブース位置は、まつり委員会にて決定させていただきます。

(4) 机や椅子、ごみ箱、発電機等の備品は全て出店者様側でご用意ください。

(5) 看板等のご自身でご用意ください。

調理時の安全に支障がないようご注意くださいとともに、看板が見えづらくなったり、来場者の通行の妨げにならないようご配慮ください。

(6) 店舗前に行列ができた場合、他店の営業や通行の妨げにならないよう出店者で行列の整理や案内を行ってください。

(7) 選考時、提供メニューが重複しないようにできるだけ調整します。

*数店の露天商が営業しますが、露天商組合が販売する物品と同じものの販売はできません。

(露天商予定：ベビーカステラ、焼き鳥(鶏のみ)、チョコバナナ)

(8) 登録商標メニューは、使用許可の書面を提出してください。

(9) 販売内容に変更がある場合は、早めに連絡をお願いします。事前告知内容と当日の販売内容に相違があり、お客様とトラブルになった場合、観光協会は一切の責任は負いかねます。

(10) 賠償責任保険(PL 保険)に加入してください。

(11) 大きな BGM を流しての出店は禁止とします。

(12) 調理食品の製造販売をされる店舗は、必ず帽子または帽子に代わるものを着用してください。

- (13) お客様のごみを回収できるようごみ袋・ごみ箱は各店で用意の上、必ず設置し、持ち帰ってください。他の出店者のごみも入れられる可能性があります、ご協力の程よろしくお願ひします。
- (14) 酒類の販売は可能とします。
- (15) 販売中に発生した事故、苦情に対して、主催者側は、一切の責任を負いません。
- (16) 出店に相応しくないと判断した場合、営業中に関わらず出店を取りやめていただきます。
- (17) 出店キャンセルは原則ご遠慮ください。出店確定後のキャンセルに伴う返金はできません。
- (18) 出店者様用アンケートにご回答ください。

4. ブース設営について

- (1) 前日設営はできません。
- (2) ブース及び販売商品等すべてを自己管理の下で行なってください。

5. 飲食／食品販売について

- (1) 法令・条例を遵守してください。
- (2) 法律・条例に伴った許可証類の申請等は、出店者様各自で事前に行なってください。
*選考決定後に行なってください。
- (3) 食中毒等の予防に万全の対策をお願いします。
- (4) 火気・電気器具をご使用の場合は、事前に申請をお願いします。申請時に申し出がない場合は、火気・電気器具の使用ができません。
- (5) 火気使用の場合は、強風対策を施し、消火器（業務用）を必ず1本以上ご用意ください。
- (6) 電気器具使用の場合は、発電機もしくはポータブル電源と延長コード等をお持ちください。
(※発電機は防音タイプのみ使用可とします。)
- (7) 密封の商品については食品表示【名称・原材料名・内容量・賞味期限・保存方法・製造者の住所、氏名】が必要になります。製造者が販売する場合、表示と同等の説明ができる場合は、表示がなくても構いませんが、遺伝子組み換えの食品は、表示が必要です。

6. 搬入搬出について

- (1) 搬入時間について 午前8時30分～午前9時30分（時間厳守）
*午前9時30分までに車を会場内から指定の駐車場に移動すること。
- (2) 営業時間について
4月5日（日）午前10時～午後4時
*午前9時45分にはオープンできる状態で待機すること。
- (3) 搬出時間について
4月5日（日）午後4時30分～午後5時30分
 - ①販売時間内に商品が完売した場合、その旨をお客様に分かるように表示してください。
 - ②搬出時間までは搬出車両の移動はできません。
 - ③車両の乗り入れ時は、来場者の安全確保のためハザードランプを点滅の上、最徐行を厳守してください。
- (4) 時間厳守をお願いします。ご了承いただけない場合、今後の出店をお断りする場合がございます。

7. 出店者様用駐車場について

- ①会員出店者様の車両は、旧福祉会館跡駐車場へ駐車してください。
- ②台数に限りがございますので、一店舗あたり1台とさせていただきます。
- ③駐車時は駐車許可証をダッシュボードの上に置き、必ず外から見える状態にしてください。
- ④万一、事故（盗難、物損、人身等）が発生した場合、観光協会は一切責任を負いかねます。

8. その他

①免責について

搬入から搬出に至る期間において、現金等の盗難やお持ち込みいただいた出店品・器具备品の破損については、いかなる理由があっても観光協会は一切責任を負いかねます。各ブース内における管理と事故防止には万全の対策をお願いします。

②ブース内は禁煙です。喫煙は、所定の場所をお願いします。

③開催／中止の問い合わせ

事務局：電話 0598-26-2822 観光協会携帯電話：090-1561-6423

④広報活動について

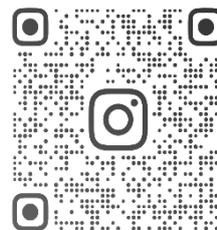
（一社）松阪市観光協会にて、できるかぎりの広報はさせていただきますが、会員出店者の皆様にも周知にご協力いただければと思います。また、松阪市観光協会のHP及びInstagramもご確認ください。

《松阪市観光協会 HP》 <http://www.matsusaka-kanko.com/>

宣長まつり



松阪市観光協会Instagram



MATSUSAKA_KANKO

